

**令和4年度諮問（情）第5号
答申（情）第116号**

「審査請求人が不備があると考える伺い文書を決裁する根拠に関する公文書非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年2月25日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

開示請求書によると、おおむね次のとおりである。

別件で開示された伺い文書は、結論のみが記載されたものであり、文書作成の規程に違反している。このような不備のある伺い文書を決裁できる根拠が分かる公文書の開示を求める。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、請求の対象となる公文書は保有していないことから、令和4（2022）年3月11日付けで、条例第11条第2項の規定による公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4（2022）年3月17日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和4（2022）年12月16日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示決定を取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

文書作成に関しては、次の①から③までの規定がある。別件で開示された伺い文書はこれに違反している。

① 軽微なものを除き記録文書を作成しなければならない。

- ② 最終的な意思決定の内容だけでなく、意思決定に至った経緯についても明らかにしておく必要がある。
- ③ 法令や通達などに違反していないか検討し起案する必要がある。
よって、この伺い文書は決裁できないはずであるのに、決裁が行われていることから、決裁権者には、記載不備な伺い文書であっても、決裁できる権限を持っていると考える。
以上のことから、この権限がある文書を開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求は、第3の2の審査請求人の主張から、「記載に不備がある伺い文書を決裁できる根拠となる公文書」を求めたものと判断した。

2 対象公文書の不存在について

(1) 審査請求人は、本件開示請求に先立ち、同人が県に提出した、「栃木県行政不服審査会の議事録の記載の根拠に係る質問書に対する回答について、文書学事課が書面回答せず、口頭で審査請求人に説明する対応とすることを課内で協議した記録」の保有個人情報開示請求を行った。実施機関は、文書学事課が質問書に対して特に書面回答の対応は行わないこと等について課長決裁を得た伺い文書を対象公文書として特定し、開示決定した。

(2) 審査請求人は、(1)で開示された公文書は、県の文書作成の規定に沿った書き方がされておらず、このような記載に不備がある伺い書を上司が承認できる根拠となるものの開示請求を行った。

しかしながら、審査請求人が本件開示請求で求める、不備な内容の伺い書を決裁権者が決裁できる理由や根拠を定めた規定は存在しない。

また、文書学事課が開示した上記の伺い書は、審査請求人の質問書における質問事項への対応経過や検討結果を簡潔に記載して伺い、課長の決裁を得たものであるため、審査請求人の「記載不備な伺い書」との主張は当たらない。

以上から、対象公文書不存在として非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

審査請求人は、「上司は承認できないはずであるのに、上司は承認されている。よって、上司は、記載不備な伺い書でも承認できる権限を持っていると思うのである。したがって、不作成でなく、この権限がある文書を開

示すべきである。」と主張するが、当該文書の存在は社会通念上あり得ないと言わざるを得ず、実施機関が対象公文書を保有していないとして非開示決定を行ったことに不合理な点はない。

よって、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年12月16日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年 6 月14日 (第51回審査会第 3 部会)	・ 経過概要確認 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023)年 7 月12日 (第52回審査会第 3 部会)	・ 第 2 回審議
令和 5 (2023)年 8 月 2 日 (第53回審査会第 3 部会)	・ 第 3 回審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第 3 部会部会長 職務代理者
和 田 佐 英 子	宇都宮共和大学シティライフ学部 教授	部会長

(五十音順)